平成25年第2回

伊根町議会定例会会議録

平成25年6月21日 (第2号)

伊根町議会

平成25年第2回(定例会)

伊根町議会 会議録(第2号)

招集年月日 平成25年 6月21日 金曜日														
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール									いホール				
開閉の日時	開会時		平成25年 6月21日 9時29分						議長			宮下愿吾		
及び宣告者	閉会		平成		-	6月 時26	2 1 日 分			議長		宮下愿吾		
	議席番号		氏	名		出欠	議席番号		氏	名		出欠		
応(不応)招	1	和	田	義	清	0	6	松	Щ	義	宗		出席10名	
議員及び	2	上	辻		亨	0	7	三	野 -	三千	彦			
出席並びに	3	濱	野	茂	樹	0	8	泉		敏	夫		欠席 0名	
欠席議員	4	宮	下	愿	吾	0	9	大	谷		功	0		
	5	佐	戸	仁	志	0	1 0	奥	野	良	_	0		
	職		氏	名		出欠	職		氏	名		出欠		
地方自治法 第121条	町 長	吉	本	秀	樹	\circ	総務課主幹	鍵		良	平		山庇19夕	
カー 2 1 余 の規定によ	副町長	小	西	俊	朗	\circ	住民生活課主幹	石	野		靖		出席12名	
り説明のた	教育長	石	野		渡	\circ	地域整備課主幹	泉		古	広		欠席 0名	
め出席した	総務課長	泉		良	悟	0	地域整備課主幹	須	JII	清	広		八冊 0石	
者の職氏名	住民生活課長	上	Щ	富	夫	\circ	教育次長	梅	﨑		良	\circ		
T 12 1190 2 (1)	地域整備課長	白	須		剛	\circ	会計管理者	前	野	義	明	\circ		
職務のため出席した者の職氏名	議 会事務局長	今	岡	敬	雄	0	主事補	西	П	里	沙	0		
会 議 録 署名議員	2番 上辻			Ī	亨	3番		濱野 茂			樹			
議事日程	別紙のとおり													
会議に付した事件	別紙のとおり													
会議の経過	別紙のとおり													

平成25年 第2回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成25年6月21日(金) 午 前 9時29分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○ 観光振興について 和田 義清 ○ 町営バスの安全運行について 上辻 亨 英語に親しめるような保育事業について ○ サルの駆除について 泉 敏夫 一時保育について ○ 風疹予防接種について 大谷 功 Xバンドレーダーについて 地域協議会の設置について ○ 小学校について 松山 義宗 佐戸 仁志 ○ 遊漁船の海への上げ下げを管理し、マナーの啓発活動を 行ってはどうか ○ 町職員の社会貢献や地域づくり活動への積極的な参加に 濱野 茂樹 ついて 災害情報発信基地の確保及び民間との支援協定について

日程第 3 議案第45号 平成24年度定住化促進住宅平田団地新築工事 変更請負契約の締結について

日程第 4 議案第46号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条 例並びに伊根町教育委員会教育長の給与及び勤 務時間等に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第47号 物品購入契約の締結について

日程第 6 行政報告

診療所について

○株式会社伊根町ふるさと振興公社の経営概況について

日程第 7 意見書案第2号 遊漁における秩序ある海面利用の確保を求め る意見書の提出について

日程第 8 議員派遣の件

日程第 9 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 8 議員派遣の件

日程第	$\hat{s} = 2$	一般質問									
\bigcirc	観光振り	興について					和田	義清			
\bigcirc	町営バス	スの安全運行にて	ついて				上辻	亨			
	英語に新	視しめるような偽	R 育事	業について	-						
\bigcirc	サルの思	駆除について					泉	敏夫			
	一時保育	育について									
\bigcirc	風疹予	方接種について	大谷	功							
	Xバン	ドレーダーにつレ	いて								
	地域協議会の設置について										
\bigcirc	小学校に	こついて					松山	義宗			
\bigcirc	遊漁船の	の海への上げ下に	げを管	理し、マナ	一一の啓発	活動を	佐戸	仁志			
	行ってに	まどうか									
\bigcirc	町職員の	参加に	濱野	茂樹							
	ついて										
	災害情報発信基地の確保及び民間との支援協定について										
	診療所に	こついて									
日程第	\bar{i} 3	議案第45号	平成	24年度定	至住化促進	住宅平田団]地新築	至工事			
			変更	請負契約の)締結につ	いて					
日程第	\hat{s} 4	議案第46号	伊根	:町特別職職	戦員の給与	及び報酬等	に関す	「る条			
			例並	びに伊根町	丁教育委員	会教育長の	給与及	なび勤			
			務時	間等に関す	る条例の	一部改正に	こついて	-			
日程第	\hat{s} 5	議案第47号	物品	購入契約の)締結につ	いて					
日程第	\hat{s} 6	行政報告									
		○株式会社伊机	艮町ふ	るさと振興	単公社の経	営概況につ	ついて				
日程第	5 7	意見書案第2号	子 遊	漁における	が秩序ある	海面利用の	確保を	水水め			
			る	意見書の携	是出につい	7					

日程第 9 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議の経過

平成25年6月21日(金) 午 前 9時29分 開議

◎ 開会・開議の宣言

〇議長(宮下愿吾君) 皆さん、おはようございます。ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮下愿吾君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、伊根町会議規則第116条の規定によって、

2番、上 辻 亨 君 3番、濱 野 茂 樹 君を指名します。

◎ 日程第2 一般質問

〇議長(宮下愿吾君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、観光振興についてを通告議題として和田義清君の発言を許します。 1番、和田義清君。

〇1番(和田義清君) おはようございます。

それでは、早速、通告書に従いまして、観光振興について私の一般質問に入らせていただきます。 最初に、今後も増加すると考えられるマンホールのふたを活用した観光施策についてお話をさせ ていただきます。

ことしに入り、官民協働による海の京都構想に各市町、地域、取り組まれておられます。当町も同様に、京都縦貫道を中心とした観光交流基盤整備が完成する2年後をターゲットイヤーとして、各会議で目指すべき将来像に向けての仕組みづくりが活発に行われているとお聞きしております。当町では、海の京都構想が立ち上がる以前から、身近にあるものに磨きをかけ、眠っている観光資源を掘り起こし、みずからの手で身の丈に合ったまちづくり、人づくりを目指しておると認識しております。

超少子高齢化時代に突入した今、人口減少に歯どめをかけるため、目指すべき将来像として、地域生活の活力を増進させ、地域生活を支える活力、快適な生活に必要な社会基盤やにぎわいをつくり出す必要があるとしております。また、町の活気、活力を生み出すためには、定住人口だけでなく、町外との交流人口によって活気、文化的刺激、経済効果が生み出されるとして、交流人口の増大も掲げておられます。

少子高齢化による人口減少を見ると、京都府下の年代別の将来人口推計資料によれば、当町は2015年で生産年齢人口と言われる15歳から64歳の人口数は1,017人、老年人口と言われる65歳以上の人口は1,008人と、わずかながら生産年齢人口が上回っているものの、ほとんど老年人口と同数に近く、2020年の推計人口を見れば847人と960人と完全に生産年齢人口より老年人口が逆転すると推計されております。隣市の宮津市においても、2025年前後には当町と同じく生産年齢人口と老年人口が逆転すると推計されています。互いに海に面した地域資源を生かし、観光産業の活性化によって、まちの活性化を目指す自治体として共通の課題が、この将来人口推計から見てとれると思います。海の京都構想を機会に、今まで以上にお互いのまちが、観光産業の発展、活性化により、交流人口の増加をもって、まちの活性化につなげていくことを共通目的として、ともに活動していくべきかと思います。

海の京都構想も着々と進んでいる中、当町の浄化水槽の設置、伊根浦地区における下水道工事も 着々と進行しているものと認識しております。日出、高梨、平田間の工事が終了後は、鳥屋、大浦 から立石、亀山間へと工事が続けられます。工事を終えた高梨、平田間の道路を見ると、予想以上に道路上にマンホールのふたが確認できます。一部町民の方々の間ではマンホール通りと言われていると耳にしております。景観上や道路の安全上余り好ましいものではありませんが、この道路を走る町民、観光客の方々にとっても快適だとは思いませんが、道路を挟んで前が海、家のすぐ裏は山という伊根地区ならではのこの地形だけはどうすることもできず、いたし方のないことであると思っております。今後、下水道工事が着工されていく地区の地形も同様であり、マンホールのふたが道路上に出てくることが予想されます。

そこで、今後も増加するであろうこのマンホールのふたを新たな観光資源として捉え、観光スポットとして活用してはどうかと考えています。マンホールのふたにデザインをし、都道府県、市町村のアピールをされているところは全国にあります。もちろん伊根町も舟屋のデザインされたマンホールのふたがあることは認識しております。京都府のホームページの中にも、伊根町の舟屋のマンホールのふたは掲載されておりませんでしたが、府下の各市町村のマンホールのふたの紹介がされておりました。このように調べてみると、たかがマンホールのふたと思いがちですが、意外にこの情報がネット検索をしてみると多くあり、注目されているということが見てとれると思います。中にはマンホールのふたのデザインを見るために全国津々浦々観光を兼ねて旅行している方もいらっしゃいます。

このことから、町内の道路に今後増加するであろうマンホールのふたを活用した観光施策を検討する余地があるのではなかろうかと考えます。例えば、今ある舟屋をデザインしたもののほかに、青島、伊根ブリ、船屋台、鯨漁の風景、徐福伝説、浦島伝説、布引の滝、菅野の伝統芸能、丹後大仏等、デザイン化の候補となるものは数多くあり、実現できればマンホールのふたのデザインをきっかけとした町内の観光スポットや伝統文化のアピールになるものと考えられます。また、ふたのサイズ規格が他市町村のものと合い、法的にも問題がないのであれば、友好交流のある和東町のものや府のホームページでも紹介されている府下のマンホールのふたを譲り受け、設置し、ある区間をいろいろなマンホールのふたを見ることができるマンホール通りとしてアピールし、新たな観光スポットの創出につながるのではと考えます。

伊根町内には、他の自治体に見られるような商店街もなく、名物となるような商店街もありません。同じ京都府にある向日市の商店街は、激辛の食をキーワードに商店街を中心とした市の活性化を図り、ゆるキャラ、イベントの催し等を通じてマスコミにも大きく取り上げられております。そして、一定の集客効果と経済効果を上げながらも、さらに商店街の中にトリックアートを取り入れ、激辛のまちとして知名度を上げた相乗効果を狙い、さらなるまちの活性化をうたっております。当町もマスコミに取り上げられることが多くなったこの時期に、この向日市のしかけ方を倣い、増加すると予想されるマンホールのふたを活用したさらなるまちのアピールをしてはどうかと考えます。

数種類のデザインを施したマンホールのふたの製造は、費用もかかり、費用対効果のシミュレーションや検証も必要と考えますが、他市町のマンホールぶたを条件外譲り受け、活用できるのであれば、費用の抑制にもつながると考えられます。この件については検討する価値があると考えますが、町長のお考えをお示し願います。

次に、ご当地ナンバープレートの作成と町民への奨励についてお話をさせていただきます。

ご当地ナンバープレートとは、簡潔に説明させていただきますと、市町村ごとにユニークな形状、図柄を採用した原付バイクの課税標識であります。この原付プレートは、道路運送法車両法で定められている自動車のプレートである車両番号標とは異なり、市区町村の裁量で形状や図柄を決めることができるとされております。排気量クラスによりプレートの色が異なり、採用されているプレートの多くは縦10cm、横20cmのいわゆる2号の大きさが主流となっております。

最初にご当地プレートを導入したのは、2007年、松山市であり、松山市の職員が特区制度を検討していた際に浮かんだアイデアを実行に移したのが最初のご当地プレートの誕生となりました。その後、この松山市が実施した走る広告塔と言われたご当地ナンバープレートの事例は、じわじわと全国の自治体に広がりを見せます。年代別の導入実例件数を調べた結果、最初の松山市が始めた2007年の3年後の2010年には6件、翌年の2011年には46件、2012年にはピークの86件となり、翌年の2013年6月3日現在の導入

総件数は、自治体総数1,719件中、導入済みが200件、導入間近が10件の自治体総件数となっております。ちなみに京都府下で導入されている自治体は亀岡市と宮津市であります。

ご当地プレートを導入する目的は、大きく分けて3点あり、1点目は、まちの紋章として地域、まちの人々に親しまれ、まちの愛着が深まり、地場産品の周知、ブランド化等の経済効果。2点目は、走る広告塔として域内外を走ることでまちのPRにもなり、マスコミにも取り上げられる等の宣伝広告効果が考えられる。3点目は、原付プレート自体が目立つことにより、事故の減少が考えられるとあります。

実際に宮津市内でご当地プレートを見られた町民の方から、まちのPRにもなっていて、既存のナンバープレートより目立つことから事故の減少にもつながるのでは、伊根町も導入に取り組んでみてはどうかという意見も数件耳にしております。導入に当たっては、さまざまな検討課題が考えられます。最も重要となるのは、町内の原付車両数の把握の上、何をモチーフにデザイン決定するのか。どの排気量クラスに導入するのか。既存プレートからの切りかえか枚数限定にするのか。町民個人個人の意思を尊重し既存プレートかご当地プレートかの選択制にするのか、町単独で導入するのか。また、導入手続と費用対策としては、費用の見積もりと予算、デザインの決定方法、警察等関係先との調整、また全国で数少ないプレート製造メーカーとの調整等、まちの状況に応じての検討課題はあります。

しかしながら、一人でも多くの町民の方々に納得し、理解していただいた上で、ご当地ナンバー プレートをつけていただくことは、観光を発展させ、交流人口の増加をもって、まちの活性を図る という意識を共有していただけるツールとして大いに有効なものになると考えます。

以上、今後も増加すると考えられるマンホールぶたを活用した観光施策とご当地ナンバープレートの導入作成と町民への奨励についての2点について、町長のお考えをお伺いいたします。

- 〇議長(宮下愿吾君) 吉本町長。
- **〇町長(吉本秀樹君)** 皆さん、おはようございます。

それでは、和田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

観光振興について、1点目のマンホールのふたについてのご質問でございます。

伊根地区のマンホールぶたは、平成23年度工事は伊根町の町章をデザインしたマンホールぶたを使用しております。平成24年度からは舟屋をデザインしたマンホールぶたを使用しております。デザインについては、伝建地区であることから舟屋群保存会と協議して決定をいたしました。よって日出地区は町章のマンホールぶた、高梨、平田地区は舟屋をデザインしたマンホールぶたでございます。これから亀島地区へ工事は進みますが、マンホールのふたはすべからくこの舟屋をデザインしたものとなることとしております。

費用についてですけれども、現状のものを全体を通して設置する条件で、デザイン料も含め通常 使用するマンホールぶたの単価と同額で納入していただけることとなりましたので、採用をしてお ります。しかし、これから複数のデザインの異なったマンホールぶたを作成し、設置するとなると、 当然納入単価は上がります。そして、その差額は伊根町の単費持ち出しとなります。

舟屋を核とした観光振興を目指す伊根町でございますので、通常のふたでは余りにも殺風景であります。よって、舟屋風のふたとしておりますが、あくまでも人も車両も踏み歩く下水のマンホールのふたでございます。一枚一枚が全てオリジナルならいざ知らず、何種類かにしても新たな観光名所になるようにはちょっと考えられないわけでございます。どこの観光地でもその地の代表的なものをデザイン化し、統一して設置されていると思います。また、他町の名所をデザインし設置することは考えておりません。やはり舟屋の町並みの中は、シンボルである舟屋のデザインが一番よく似合うと思っております。湾内一律に舟屋風のふたで統一したく考えております。

2点目のご当地ナンバープレートの作成と町民への奨励についてでございます。

伊根町で作成できるナンバープレートは、原動機付き自転車用の50cc以下の白、90cc以下の黄色、125cc以下の桃色、そしてミニカーの水色、また小型特殊自動車、農耕作業用でありますけれども、その緑がございます。ちなみに町内のそれぞれの台数は、50cc以下は360台であります。90ccまでが13台、125ccまでが7台、ミニカーが1台、小型特殊は199台です。しかし、この小型特殊は質問の内容とはちょっとそぐわない、無縁でございまし

よう。

ご当地ナンバーをつけた車両が他の市町で走る姿は、町をアピールする有効な手段、そのようにおっしゃいますが、車両といっても要するに50cc以下の原付であります。それが中心となりましょう。また、主たる走行範囲は他の市町じゃなくして町内でありましょう。観光客が町内観光をしているときに目にすれば、伊根町の宣伝になるかもしれませんが、果たして観光客が前方を走っているバイクもしくは停車中のバイクのナンバープレートを興味深くもって見られるものでありましょうか。また、たとえ何台かが近隣の与謝野町、宮津市を走行したとして、よしんばそこの住民の方が目にしたとしても、それによる観光発展の効果や伊根町のアピールの効果というものがそうそうあるようには思えません。

ちなみに、私も宮津市さんがつくられてから宮津市内へ出るたびに目を凝らして見ておるんですけれども、私は見えておっても判断がつかんのかどうか知りませんけれども、何か一度も見たような気がしないわけであります。先ほども議員申されましたように府内の自治体では亀岡市と宮津市が導入しておられます。宮津市さんと亀岡市さんぐらいであります。導入されましたときのいっときの話題性はありますが、それが観光振興に結びつくものとは今のところ余り考えられず、導入の考えはございません。

以上でございます。

- ○議長(宮下愿吾君) 再質問ありますか。よろしいか。1番、和田義清君。
- ○1番(和田義清君) 答弁ありがとうございました。

今回の一般質問を作成するに当たってちょっと気づいた点がございまして、マンホールがふえることによって、結構雨が降るとマンホールのふた等が滑りやすくなりますので、今後マンホールのふたの通りの多いところには、警察関係機関等も通じまして雨の日や雪の日等は注意喚起のほうをしていただくようなことをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長(宮下愿吾君) 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

次に、町営バスの安全運行について及び英語に親しめるような保育授業についてを通告議題とし、 上辻亨君の発言を許します。2番、上辻亨君。

〇2番(上辻 亨君) おはようございます。梅雨らしくなってまいりました。台風がこっちのほうを向いておるわけですが、ちょっと心配になるところであります。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

町営バスの安全運行について。

当町では、平成16年度から町内の診療所等への移動手段の確保、また路線バスまでの移動手段として、町営バスの運行が実施されております。平成23年10月1日から町営バス乗車補助券の提出により町営バス1乗車につき150円で乗車できるようになりました。私の住む筒川地区の高齢者の方や高校生が主に利用されているのを見かけます。

しかし、去る5月2日昼12時ごろ、筒川河来見地内において町営バスの転落事故が起きました。路面が凍結する積雪があるような時期でもありません。バスは約25m転落したと新聞報道されていました。幸い乗客がいなかったので、住民への被害はなかったのですが、バスの転落事故は大事故になります。路線バスの利用促進、また高齢者免許自主返納支援事業等取り組まれていますが、転落事故が起き、住民の方から不安がささやかれております。運転される方は恐らくスクールバス、路線バス等も運転されていると思いますが、今後の安全運行についてどのように考えておられるのでしょうか。

次に、英語に親しめるような保育授業について。

平成23年度から小学校5・6年生での英語の授業が必修化され、今後、小学4年生から必修になるとも言われていますが、当町にはAET(英語指導助手)の方が、中学校を中心に英語の指導助手として週2日間、小学校へは月1回勤務し、外国の文化になれ親しみ、学習することで、外国語の教育の充実に努められております。近い将来、当たり前のように英語が飛び交う時代になるのではないでしょうか。

当町におきましても、今後、外国人観光客もふえ、グローバル社会で生きていけるよう未来の伊 根町の子供たちに小さいころから英語に親しんでもらえればと考えます。当町の民生児童委員さん が保育所へ立ち寄られたとき、食い入るように英語のテレビをみんなで見ていたと聞きました。また、小さいころから英語に親しんでおれば大きくなってもすぐに役に立つんじゃないのかなとも言っておられました。日本語はもちろん、日本の文化、歴史も未来の子供たちに大切なものと考えますが、今後の未来の伊根町で生きていく子供たちのために、勉強するのではなく、楽しく遊びながら歌や遊戯、ゲーム等を通じて英語と仲よくなれるような保育授業を考えますが、町長のお考え、また教育長のお考えをお聞きしたいです。

以上について、答弁を求めます。

- 〇議長(宮下愿吾君) 吉本町長。
- **〇町長(吉本秀樹君)** それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

去る5月2日に発生をいたしました伊根町営コミュニティバスの転落事故につきましては、認可を受けております伊根町として、町民の皆様には大変なご心配と不安な思いを抱かせましたことに対し、深くおわびを申し上げるものでございます。

本定例会招集時の挨拶でも申し上げましたが、事故の原因は運転手の過失によるもので、町といたしましては社員教育の徹底による再発防止に努めるよう委託業者である丹後海陸交通株式会社に対して厳重注意とともに指示をいたしました。さらに、国土交通省近畿運輸局京都運輸支局に対して、事故の報告と謝罪、今後の再発防止の取り組みについて協議を行いました。

一方、高齢者を対象とした免許返納支援制度による移動手段の代替手段として路線バスや北近畿 タンゴ鉄道への転換にあわせて利用促進を図ることとしている中、今回の事故の重大性を重く受け 止めているところでございます。

今後の対応につきましては、再発防止のため、委託業者への社員教育の徹底指導や教育の状況、 車両点検業務の現地確認などへの取り組みを行い、利用者が安心して利用できる体制に努めてまい ります。

保育のほうの英語教育につきましては、教育長のほうから答弁をいたします。

- 〇議長(宮下愿吾君) 石野教育長。
- **〇教育長(石野 渡君)** 失礼します。AETの服務等を所管しております教育委員会のほうから 答弁をさせていただきます。

伊根町で勤務をしていただいているジェニファーさんという女性ですが、外国語指導助手(AET)は、中学校では1校当たり週2日、そして週に1日、オフィスという事務室での勤務というようなことになっております。全学年の英語授業の指導助手として、7月の末から7月の終わりまでというようなことで1年間の契約で行っております。小学校においては、外国語活動の補助として月に2回程度、外国語に触れる、あるいは親しむことを目的として、耳と目と、そして体を使った学年層に合わせた英語活動を行っていただいております。小・中学校とも、限られた日数、時間ではあります。子供たちが本物の英語に接し、学ぶことで、英語あるいは外国語、そして外国への興味、関心、理解を深める機会の提供、外国語教育の充実に取り組んでいるところであります。

外国人を日本でAETとして就労させるための手続等は、財団法人自治体国際化協会という東京にあります組織で行っており、外国語青年招致事業により取り組んでいるものであります。募集、選考、伊根町への配置者を決定していただいていますが、報酬等の費用につきましては全額伊根町が負担をしています。

AETの募集職務内容でありますが、中学校、高等学校における外国語授業の補助、ヒアリングだとか、そういう実際の英語の言葉に触れる補助であります。小学校の場合は、外国語の活動等の補助であって、外国語教材作成の補助でもあります。

今回の質問にありますような保育所における外国語活動の補助は、募集要件の職務内容には含まれておりません。しかし、募集条件から大きく外れることのないように、また本来の業務に支障を及ぼすことがなければ、本人と話し合いで同意をした上で任用団体と判断できるというように理解しております。

就学前から英語や外国人に親しむこと、異なった言語環境あるいは言葉を知る、聞く、片言でも話すといった体験をすることは、すばらしいことであります。今後検討してまいりたいと思います。 しかし、保育所へ派遣するとしましても幾つかの懸念されることがございます。年代別保育との かかわり方、保育という観点の資格の有無、また個人差もあるでしょうから、本来の職務内容以外の活動を依頼するとしたときに心身に大きな負担とならないかなどが挙げられます。これは保育士さんもしかりであります。このような課題を解決するために、AETとの丁寧な対応と保護者への説明、そして所管課、保育所との協議を前向きに進めていきたいと思います。

以上です。

〇議長(宮下愿吾君) 吉本町長。

〇町長(吉本秀樹君) 私のほうからも一言申し上げますけれども、保育所でそういうようなことをするのがいいのか悪いのか。別に議員がおっしゃるとおり何も英語教育、英語の勉強をさせるんじゃないんだと。英語に親しむ、遊んでしたり、私もそれはいいなと思います。やれることはやったらいいんじゃないかなと思います。

しかしながら、保育という同じ時期に幼稚園では徹底的に英才教育をやっておるすばらしいところがあるんですね。小学校へ入る段階で小学校の2年生ぐらいの学力はもうついております。すごい。ああいうものを見ますと、どうなんですかね、ああいうことをやったらと思ったりもしますけれども、ちょっと筋が違いますわね。保育園というのはそういうものじゃありません。

ですけれども、思うに、自分の小さいときなんかも思い返しますに、小学校1年生に入るときに、もう1から10までの数字がわかり、ひらがなが書けるようにしといたらどうやいなと。そういうことを相談させてもらうんです。そうしますと、いやいや、せんでもよろしい、そんなことはと。それぞれ年代に応じてあるんですから、小学校へ入ってきて勉強しても間に合いますし、同じですと言うんです。同じですか。じゃ、保育所では何をさせてやったらいいんですかと聞きますと、遊ばせてくださいと。しっかりと遊ばしてください、みんなで遊ばしてください、それが一番だと思います。

その中の一つとして、教諭ができるものなら週に一遍でもさせて、そういう遊びの中で、外人さんでありますし、英語の言葉でもあります。触れることは、英語の教育にはつながらないと思いますけれども、そういうものもあってもいいかなと私も思います。

以上です。

O議長(宮下愿吾君) 2番、上辻亨君。

〇2番(上辻 亨君) 町営バスの安全運行ついては、社員教育ということをしっかりやっていただいて、今後事故がないことをよろしくお願いいたします。

英語に親しめるような保育授業については、保護者の方やら、また、保育園長さんだとか、そういった話し合いの中で、いい方向が見つけられたらいいなと一つ思うのと、私も子供のころを思い出しますと、外人さんを見るだけでも、わあ、何かすごいな、外人さんかというようなことを思い受けた印象があります。小さいころから、そういう外国人さんにちょっと触れられるだけでも、何かすごいいいのと違うかなと思って、前向きにちょっと検討していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

- 〇議長(宮下愿吾君) 答弁よろしいですね。
- O2番(上辻 亨君) よろしいです。
- ○議長(宮下愿吾君) 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、サルの駆除について及び一時保育についてを通告議題とし、泉敏夫君の発言を許します。 8番、泉敏夫君。

〇8番(泉 敏夫君) 改めまして、おはようございます。

通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、最初に猿の駆除についてお尋ねしたいと思います。

有害鳥獣の問題につきましては、多くの議員の一般質問や質疑があり、当町もその対策に苦慮されており、さまざまな対応をしていただいております。平成24年度に猿の追い払い、捕獲を目的といたしまして2人を雇用し、猿の行動範囲の調査及び大型捕獲おりの設置をされました。今後、調査結果をどのようにして活用される予定でしょうか。

また、今でも多くの議員さんが有害鳥獣業務のために専任職員を常駐してという質問をしており

ますが、設置した大型捕獲おりの管理や猿の追い払いのために雇用される予定はありますか。大型捕獲おりの管理はどのようにされる予定でしょうか。

続きまして、一時保育についてをご質問したいと思います。

平成24年度より1歳児保育が実現し、子供を持つ夫婦が非常に喜んでおられるというように聞いております。最近では、安倍総理は「育児休暇を3年」とも言われております。町内でも保育所に預けず自宅で育児をされている方もおられると思います。しかし、お母さんが病気等によって家庭での保育が困難な状態になったときに、一時的にでも保育所にお願いしたい場合もあるのではないかというように聞きます。

そうした新たなニーズについて、保護者の育児不安の解消、負担軽減を図るためにも、夫婦だけの家庭が安心して子育てができる環境を前向きに検討していただきたいというように思います。既 に宮津市ではやっているように聞いております。町長さんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(宮下愿吾君) 吉本町長。

〇町長(吉本秀樹君) それでは、泉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

猿の駆除についてのご質問でございますが、昨年度の猿の生息調査業務ですが、9月以降に2人を雇用し、毎日、出没場所、時間、頭数等の出没状況を調査し、群れ、グループの数や構成、活動エリアの把握に努めました。出没把握については、以前の調査のために仕掛けた発信機を利用する方法と住民の皆さんの協力を得て監視員に通報いただき確認に行く方法で行いました。それらの情報を集計したところ、伊根町には4グループの集団があり、その他に離れ猿もおり、その数は300頭余りであることがわかりました。そのグループごとの行動パターン、被害の規模や種類を分析いたしました。これらのデータをもとに駆除が効率的に行える捕獲場所の選定などに活用していけるものと考えております。

順番は前後しますが、大型捕獲おりの管理につきましては、場所を選定し、餌づけを行い、捕獲おりを設置します。残念ながら昨年度の大型おりでの捕獲実績は1頭でございましたが、今年度も改良を加え引き続き実施をいたします。今年度は、伊根町野生鳥獣被害対策運営協議会が実施主体となり、公募により1名を雇用し実施していくこととしております。専任職員の雇用についてでございますが、今年度は駆除については例年どおり猟友会に委託し実施していくこととしております。また、大型捕獲おりの管理については、先ほども申し上げましたように専任従事者1名を雇用し実施していくこととなりますが、今後十分に運営協議会や猟友会と相談し進めてまいりたく考えております。

鳥獣被害対策については、追い払い活動、侵入防止対策及び個体の捕獲が有効な手段とされ、実施されております。しかし、捕獲をするためのおりの管理につきましては、人材が不足しているのは事実でございます。地域の皆さんへ狩猟免許所持者の拡大と設置したおりの管理についての協力を引き続きお願いし、その支援を行うことで被害の減少に努めてまいりたく考えております。

次に、一時保育の実施についてでございますが、保育に係る保護者のニーズは時代の流れとともに刻々と変化しております。伊根町においても、それらのニーズに対応できるよう今までにも早朝・延長保育の実施や2歳児保育の実施に続き、伊根保育園のみではありますが1歳児保育を行う体制整備を行ってきたところでございます。

議員ご指摘の一時保育についてでございますが、とりわけ宮津市だけがこれを行っておられるわけではございません。伊根町においても平成16年度から既に実施をしております。具体的には、1つには保護者の就労などの条件によるもの。2つ目には、保護者の障害や災害、介護など社会的にやむを得ない理由により一時的に家庭保育が困難な場合。3つ目として、保護者の育児に伴う心理的または肉体的負担の軽減を図るため、その間、保育所での一時保育を行うものとなっております。一時保育対象の児童や保育日及び時間等は、現状の保育所の実態に合わせた形でお受けすることとしておりますので、そのようなニーズがありましたらぜひともお声かけをいただきますようお願いを申し上げます。なお、本制度の周知についても再度行うことを申し上げ、答弁といたします。以上でございます。

O議長(宮下愿吾君) 8番、泉敏夫君。

〇8番(泉 敏夫君) それでは、ちょっと猿の駆除についての質問をさせていただきたいと思い

ます。

猿につけてある発信機といいますか、これはどれぐらい年数が使えるのか。今でも有効に使えるのか。また、それによりまして、先ほど町長さんが言われました猿の行動について、発信機が有効であれば、例えば注意報といった、今どこどこの集落に300頭おる中での何割かが出ておるでとかいう、熊が出たというのと同じような感覚で放送し、追い払いが一番という中で、さらにそれらを活用することはできないのか、そしたら農家の方も安心して作物がつくれる。また、追い払いもできるというように思いますし、それともう一点は、大型の捕獲で昨年は1頭と。それが改良されて、それからの成績はどうなのか。また、大型おりを今後何台かふやす予定があるのか、ないのか。その辺をもう一度お願いしたいと思います。

〇議長(宮下愿吾君) 吉本町長。

〇町長(吉本秀樹君) たくさんいただきましたので、整理して申し上げたいと思いますけれども、発信機はおおむね3年であります。それによって行動パターンとかそれは整理いたしました。

しかしながら、またなかなか難しいんです、猿を捕まえて発信機をつけるのが。それはまだ何台かしかついていないと思うんですけれども、これからもちょっとそれをようけつけろと言っても難しいところもあるのかなと。

また、その発信機で群れ全体がそこにあらわれたということにイコールつながるかどうかは、ちょっと難しいです。その発信機をもとに熊が出た風の猿の出没状況を出す。ちょっと難しかろうかなと思います。現状でも猿は出ておりますし、目にして、それでもそのときに、じゃ、村人たちがみんな寄ってたかって猿の追い払い活動をしてくれるかといったら、現在どこにもそんなことは行われていないわけでありまして、それをしたからといって地域みんながその情報に基づいて行動するというようなことにはならないんじゃないかなと。なる根拠にもちょっとしがたいのではないかなと思っております。

大型捕獲おりにつきましては、残念です。本当に甚だ1頭でありました。入ったときに閉めたつもりが、おりの中からぼろぼろと逃げて行ったといって、私もちょっと頭にきまして一度怒ったんですけれども、大変でありました。それを改良いたしまして、絶対に逃げないように、これからはまた秋から冬にかけて、その時期に餌がなくなってから、餌づけをしての捕獲にいきたいと思いますので、今年度の実績は今からでございます。台数はふやしません。今あるやつを使って再度行う予定としております。

以上です。

〇町長(吉本秀樹君) よろしいですか。

以上をもちまして、泉敏夫君の一般質問を終わります。

次に、風疹予防接種について、Xバンドレーダーについて及び地域協議会の設置についてを通告 議題とし、大谷功君の発言を許します。 9番、大谷功君。

〇9番(大谷 功君) 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして質問に入らせていただきます。

今、全国的に風疹が流行し、大変大きな問題となっております。風疹の予防接種は1977年から始まり、1994年までは中学生の女子のみに集団接種が行われていました。このために今の30代後半以上の男性は予防接種をほとんど受けておられないというのが現状だというふうに思っております。予防接種は1995年からは男女とも1歳から7歳半までの間に受けることになっておりましたが、これも強制ではなく努力義務とされたために、今の20代の後半から30代の前半の男性の接種率は低く、このため今の20代から40代の男性に風疹患者が大変多くなっているというふうに思われております。

風疹にかかった場合に問題になるのは、妊娠初期の女性がかかった場合、胎児に先天性風疹症候群と総称されます先天性の心臓疾患や難聴、白内障などの障害が出るおそれがあることです。一方で、妊婦にはこの風疹ワクチン接種はできません。妊娠を希望されている女性及び幅広い周りの人たちへの予防接種が緊急に今必要なんではないかと考えます。また、早くしないとワクチン不足のおそれも出てきそうな雰囲気であります。京都府と協議をしまして、希望する全ての人が自己負担なしで予防接種を受けられますよう早期に公費助成を求めたいと思いますが、町長さんのご所見を

まず伺いたいと思います。

続きまして、Xバンドレーダーについて質問いたします。

日本とアメリカの両政府が京丹後市にXバンドレーダーの米軍基地を設置しようとしていることが発表されています。伊根町でも町内2カ所の説明会を終え、京丹後市でも何度も説明会を開いたり、質問書を京丹後市が上げたり、活発な議論がなされているようでございます。その中でも、地元京丹後市での不安は多種にわたるものがあり、宇川の漁業者の方も配備反対の意見書を市長に上げておられるようでございます。きょうは伊根町民にとって心配されることについてまず述べてみたいと思います。

1つの不安は、防衛省が日本の防衛に役立つとしておりますXバンドレーダーの米軍基地は、アメリカを攻撃するミサイルを迎撃し、核搭載可能な弾道ミサイルで反撃する核戦略にのっとったミサイル防衛のための目となるものであります。これは、核戦略の最前線基地が京丹後市につくられることになることを意味しています。

唯一の被爆国日本が、広島、長崎の悲劇を再び起こさないことを戦後祈り、運動を続けてきたにもかかわらず、今その脅威に伊根町も含めた丹後がさらされようとしております。元防衛大学校の教授、孫崎享氏は、レーダーが組み込まれるミサイル防衛システムで日本を攻撃する弾道ミサイルを撃ち落とすことは不可能だと述べ、その理由を、弾道ミサイルは、打ち上がると1000km以上の上空を飛ぶことが可能だが、イージス艦によるミサイル迎撃範囲は数百km、対地空迎撃ミサイルは数十km程度で、物理的には全く届かない。また、落下してきたところを狙っても、大陸弾道弾が秒速7kmで、中距離弾道ミサイルで秒速2kmの猛スピードで落下してきて、それがどこを狙うのかわからないということであります。発射されて数分の間で、目標がわからないまま迎撃するのも不可能。アメリカ軍が迎撃成功と言っていますのは、あらかじめ発射時期や目標を決めた上での演習でしかないということであります。

しかし、アメリカ防衛のためなら、丹後のレーダーで補足し、距離が離れているアメリカ国内の どこを狙うのか分析できる可能性がある。迎撃が不可能としても置く意味はあるのかもしれないと。 ただ、日本を守るシステムではないと述べられております。イラク戦争では、米軍は真っ先にレー ダー基地を破壊しました。山田京都府知事も、そのような高性能のレーダーなら真っ先に狙われる のではないかと不安を漏らしたと聞いております。優秀なレーダーの配置は、真っ先に狙われ、丹 後の軍事的リスクを高めるだけであります。

2つ目の不安は、電磁波、出力の問題で、その詳細も明らかにしないまま安全だと繰り返されている点であります。 Xバンドレーダーは、強力な電磁波を数千km先まで照射するので、人が浴びれば危険と言われています。周辺は150mの立ち入り禁止区間が設けられます。さらに飛行制限が設けられ、半径6km、高度6kmになると言われています。500Wの電子レンジをオープンな状態にして数千個並べるようなものだとも言われています。これらの点が全く説明不足で、環境アセスメントもせずに、実験データも示さないので、安全だと言っても信用することができないのではないでしょうか。

3つ目の不安は、米軍による事故・事件の問題です。米軍による事故や犯罪の問題は、日本にある米軍基地どこでも大きな問題となっています。日米地位協定第17条には、アメリカ軍兵士、軍人への裁判権がどこにあるのかが決められています。17条の3項の条文では、アメリカ軍の内部での犯罪やアメリカ軍兵士、軍人や関係者、家族同士の犯罪の場合、アメリカ軍に優先的な裁判権があることになっています。また、アメリカ軍の公務中、つまり兵士、軍人として働いている最中の犯罪、事件などについても、アメリカ軍に優先的な裁判権があることになっています。

日本に優先的な裁判権があるとされているのは、今まで申し上げたケース以外の場合とされています。今まで起こりました女性暴行事件では、アメリカ軍兵士の勤務時間外、基地外での犯罪なので、当然日本に優先的な裁判権があります。ただ、これはあくまで司法権を持つ裁判所の裁判権の話でありまして、行政機関である警察や検察が行う捜査権については決まりがございません。例えば、日本の警察などが犯罪を犯したアメリカ軍兵士などを捜査するためには、逮捕などによってその人物の身柄の確保をしなければならない場合があります。しかし、地位協定17条の5項には、そういう場合、日本とアメリカ軍が相互に援助しなければならないとしか定められていません。日

本の警察などが直ちに容疑者の兵士を逮捕することはできないわけであります。

そして、一番問題とされているのが17条の5項C号という条文にある規定でございます。ここでは、犯罪を犯したアメリカ軍兵士などの日本への身柄の引き渡しは検察による起訴が行われた後というふうに定められております。そのため、アメリカ軍兵士犯罪への日本側の捜査が満足にできないでいる。それがアメリカ軍兵士による基地周辺の人々への犯罪が後を絶たない原因なのではないでしょうか。

また、丹後の経済の疲弊が進む中で、交付金や周辺環境整備の補助金が出て地域にメリットがあると宣伝もされておりますが、地域経済が困難なことを逆手にとってお金で誘導するのはもってのほかで、こういうやり方は今までの原発を推進してきた方法そのままではないでしょうか。地域経済の再生にはつながりません。問題の多い133番目の米軍基地をつくってはならないと考えるが、伊根町としてこういう各種の不安や疑問が解消されるまでXバンドレーダーの配備は認められないという慎重な立場を堅持するよう求めますが、町長のご所見を伺います。

最後に、共に育む「命の里」事業が、町内でも本格的に取り組まれておりますが、3年間の限定事業で終わりますので、まちづくりのためには3年で終わるのではなく継続してやらなければいけないという声を多く聞かせていただきます。各地のこの組織を継続発展させ、地域の個性や特性を生かしたまちづくりをするために、地域協議会的な組織として残すことは有効的ではないかと考えております。旧美山町のように、まちが一定の予算を協議会に配分し事業に取り組む方策と、まちの職員またはそれに準ずる職員を常駐させて事務をとるような方策を検討してはどうかと考えますが、町長さんのお考えを伺います。

〇議長(宮下愿吾君) 吉本町長。

〇町長(吉本秀樹君) それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の風疹予防接種についてでございますが、全国的に見ても、昨年も患者が例年の10倍程度にまでふえ、さらにことしは既に昨年の4倍、また昨年は6月以降がピークだったことからも、感染が拡大するおそれがあります。近隣でも与謝野町在住の40代の男性の方が感染したとの報道がございました。

風疹ワクチン定期接種の経緯を調べますと、議員申されますように1979年から1987年生まれのいわゆる26歳から34歳の方の接種率が極めて低いようであります。妊娠初期の女性が感染すると、胎児が難聴、白内障、心臓病などの先天性風疹症候群になるおそれがございます。妊婦自身はワクチンを接種できません。また、風疹患者の4分の3は男性であることから、男女を問わずワクチン接種が必要であると感じております。

京都府は、市町村と連携し、ワクチン接種を支援し、安心して妊娠、出産できる環境づくりを進めるため、6月補正をし、京都府医師会、市町村と調整をしているところでございます。本町といたしましても、与謝医師会と調整し、近隣団体の動向も見ながら対応する考えでございます。現在のところ、対象者を19歳以上の妊娠を希望する女性と妊娠している女性の配偶者とし、接種費用の上限は定めず、府、町、本人がそれぞれ3分の1ずつの負担をし、補助の方式は償還払いとなるよう調整しております。また、低所得者対策として、生活保護世帯、町民税非課税世帯については、自己負担なしとし、府、町がそれぞれ2分の1ずつの負担となるよう、そのように調整をしております。

ちなみに対象者数は、風疹ワクチン接種をされたかどうかはわかりませんが、住民基本台帳に登録されている19歳から39歳の女性で141名、妊娠している女性の配偶者3名と把握しております。予算については、4款衛生費 1項保健衛生費の予防接種、結核予防事業の既決予算で当面は対応し、不足が出る場合は予算補正したく考えております。

次に、Xバンドレーダーについてでございます。本町では、去る4月4日、5日の両日にわたり、防衛省から住民説明会を開催していただいたところでございます。住民説明会では、Xバンドレーダー配備に伴う経ヶ岬分屯基地への攻撃、人体への影響、米軍及び技術関係者在住に係る治安の問題、農林水産物の安全性の問題など、数多くの質問と意見が出されました。防衛省といたしましては、はっきり言えることは簡潔明瞭に回答されておられました。また、防衛政策上の機密事項は回答できないと、これもまたはっきりと答弁をされております。

Xバンドレーダー配備は、京丹後市内の計画であり、京丹後市が最終的に判断されるものと考えております。そうではありますが、隣接する本町の思いは、米軍基地はないにこしたことはない。そういうのが私の思いでございます。今後とも町民の皆さんの不安や懸念を払拭いただくよう府や国に要望してまいりますが、しかしながら、日本国の防衛政策の可否を伊根町の立場として云々できる状況にはございません。これが国と地方公共団体の役割の違いではないかなと思っております。日米安全保障条約のもと、国は他国からの危機を未然に防止し、国民の安全を確保するとともに、国内の治安の維持の問題等についても同等の使命と責務があると考えますし、それを厳正に履行いただけるものと考えております。

次に、地域協議会の設置についてのご質問でございますが、「命の里」事業が補助期間3年で終わることなく継続した支援をとのことでございますが、3年が経過しましても、里力再生計画の目標年次は10年後であり、ソフト事業が終了したらすぐに解散というわけではございません。この事業は、過疎、高齢化により集落機能が低下している地区や将来そのように危惧される地区などが一堂に会して、自分たちの地域の将来について真剣に考えて、みずから解決策を考え、事業を実施する自助の精神が基本であります。

議員おっしゃいましたように、旧美山町のように地域協議会的組織に一定の予算配分や職員の配置による事業の取り組みをということでございますが、私、思いますに、美山町の地域協議会というものは、これはもう全くの合併の産物であろうかなと思う次第であります。旧美山町、合併前の人口は5,000人を超えております。面積も340km²余り、町の規模は伊根町の倍以上になろうかと思います。一般会計だけでも三十数億の予算を持ち、職員も80名を超える規模であったかと思います。現南丹市においても、人口でいえば5,000人は10分の1以上というか、それぐらいでありますけれども、面積は55%を占めております。今から思いますに、なぜ美山町の町民の皆さんは合併を選択されたのか、いまだ私は不思議に思うわけでございます。そうでありますから、そのような制度が必要になる地域じゃないかなと。伊根町より大きな場所が、何にもないんですからね、それは地域協議会の一つも設けて、ある程度のことはしていかないといけない。京丹後市でも合併したところには全部、地方の一つ一つ支所を設けてあると。これは当然です。それよりも小さな小さな伊根町がそこまでする必要があるのかなと、そう思っております。

ちなみに、その美山地区、我々と同じように「日本で最も美しい村」連合に加盟しようじゃないかという、そういう話もあったんですよ。でも、やっぱり一つのまちじゃないから、一地域でありますから、予算だとか、あとの交流の費用だとか、活動費だとか、一体どこから捻出するんだと。その裏づけがないから断念をされたという結果がございます。単独自立の道を選択しました伊根町では、そこまでの必要性はないのではないかと考える次第であります。せっかく組織されたのですから、引き続き今後も地域の将来について協議や検証を行っていただきたく思っておりますが、現在のところ町ではいずれの支援も考えておりません。

しかしながら、補助期間が終了しても引き続き里力再生協議会組織が継続されて、話し合いの中で出てきた課題の解決のために必要な事業を行うとなれば、これについての相談には乗らせていただきますし、補助もやぶさかできございません。そのように考えております。

以上でございます。

〇議長(宮下愿吾君) 9番、大谷功君。

〇9番(大谷 功君) まず、Xバンドレーダーについてでございますが、町長も申されましたように、防衛省の説明は簡潔明瞭過ぎましてわからないというのが私の思いでございます。不安、疑問の解決のために説明会を再度防衛省に要請するなど、丁寧な対応を今後ともやっていただきたいなというふうに考えております。

それから、風疹予防接種についてでございますが、京都府と伊根町と個人の負担3分の1ずつと 言われておりますが、伊根町で141名と数名おられるようですが、風疹ワクチン1本何ぼするの か、1万円程度するんでしょうかね。伊根町の場合、人数が大変少ないので、自己負担なく全て公 費で漏れなくできるような体制を考えてほしいなというふうに思います。

それから地域協議会ですが、せっかく各旧村単位でまちづくりをやっていこうという機運が盛り上がっておりますので、ぜひとも希望があれば補助ができるような体制を続けていっていただきた

いなというふうに要望させていただきます。

〇議長(宮下愿吾君) 吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 風疹の予防接種、今申されましたようにおおむね1万円ですかね。3分の1ですから3,000円ぐらいの自己負担をお願いしなければならないかなと思っております。それを全額ただにというのは、ここではちょっと即答はできませんので、検討はさせていただきます。続きましてXバンド、本当に皆さんのそういう懸念というものは払拭されるように、防衛省なり、また国のほうなり京都府に、すべからく懸念は申し伝え、対応いただけるようにお願いしたいなと思います。そうさせていただきたいと思います。

しかしながら、何かそろそろ京丹後市さんのほうでは、もう受け入れの決定を下されるとかいうようなうわさも流れておりまして、隣のまちさんが決定されたことについて、伊根町がそれについてなかなか反対だ何だと申し上げるのはちょっとできかねるなと。町民の皆さんの懸念というものを払拭できるように国や府や防衛省のほうに投げかけをしたいと思っております。

また、地域協議会につきましては、本当にせっかく組織していただきましたので、我々も何らかのことは考えたいと思います。しかしながら、議員がおっしゃいましたような地域協議会風にして予算も配分して、また職員の配置だと。そういうことはちょっとできませんので、ご理解のほど願いたいと思います。

以上です。

○議長(宮下愿吾君) よろしいですか。

以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、小学校についてを通告議題とし、松山義宗君の発言を許します。 6番、松山義宗君。

○6番(松山義宗君) それでは、通告書に従い小学校についての一般質問を行います。

平成20年5月に伊根町小・中学校統合検討委員会は、伊根の小学校、中学校の統合についての 諮問を受け、可とするという答申を決定しました。その後、地域との話し合いの中で住民の合意が 得られず、小学校は非、中学校は可となった経緯があります。平成26年4月1日をもって中学校 は統合を見ることとなりました。一方、小学校は2校とも児童数は明らかに今後減少してまいります。複式、また2複式が現実のものとなります。

私は、立場がある大人たち我々が、現在の児童に対して国際感覚を持った人材を育成していくという、そういった仕事を担っていると考えております。教育環境が現状でよいものかどうか、それを疑問視しております。つまり小学校も統合が必要ではないでしょうか。私は、このような近未来において学校教育と行政運営についてどのようなビジョンを持っておられるのか、教育長並びに町長にお伺いいたします。

〇議長(宮下愿吾君) 吉本町長。

〇町長(吉本秀樹君) それでは、最初に私のほうから答弁をさせていただきまして、その後に教育長から答弁をいたします。

結論から申しますと、教育行政につきましては、教育委員会の決定事項を尊重し、教育行政の推進を図っていきたいと考えております。質問の小学校については、教育環境の整備充実、複式学級を解消するために小学校の統合を計画したところでございますが、ご承知のように使用する学校、均衡ある地域づくりなどの意見が多数あり、保護者、地域住民の皆さんから統合にご理解が得られず、現在のまま2校とも存続させることとしたところでございます。

いろんなご意見がございました。今でも思い出しますけれども、子供にとっては統合したほうがいいだろうなと思いながらも、どちらの校舎を使うのかとかいうようなことで反対となったことは、大変今でも残念に思っております。

平成26年度からは、2小学校、1中学校という学校配置の中で運営を図るわけでございますが、児童・生徒数の減少、学校施設の維持管理を見たとき、町、またその財政を預かる者として、教育環境及び予算執行も含めた教育行政の評価、また住民の皆さんの声というものをしっかりと聞き、検討しなければならないと考えますが、有体に言わせていただければ、保護者の皆さんが統合してほしいとおっしゃるのであれば、その方向で検討したく考えております。そのように教育委員会のほうに検討願いたく思う次第であります。

また、教育環境及び施設面、予算面など総合的に検討することにより、この先、小中一貫校という選択を検討する時期も来るのではないかと想像をいたします。仮に実現となりますと、当然のことながら学校は町内1校ということになってまいります。そうなりますと、次は保育所の統合というものも出てくるのではないかと推測をいたします。小中一貫という文部科学省の所管を超えた厚生労働省所管の保育所を含めた保小中といった零歳児から15歳までの16年間を通して一貫した幼児・学校教育に取り組む、そういった構想へ発展することも考えられるのではないかなと、そう考えております。

いずれにしましても、伊根町の教育の未来は、一時的にふえる年があるかもしれませんが、子供の減少はとまりませんので、保育所も含めて教育環境、施設の整備をどのように進めるのか検討が必要な時期は遠い先のことではないと、そのように認識をしております。

以上でございます。

- 〇議長(宮下愿吾君) 石野教育長。
- **〇教育長(石野 渡君)** 教育委員会から松山議員の質問にお答えします。

議員が言われますように平成25年度から小学校は2校とも複式学級が発生しています。今後5年間の推移では、伊根小学校は平成27年度の全校児童数は34名となり、1複式のままで平成29年度まで推移する見込みであります。本庄小学校におきましては平成27年度から2複式となり、全校児童数は23名となります。今後、2校を合わせた児童数は、現在お生まれの子供さんを想定して26年度は62名、27年度は57名、28年度は48名、29年度は54名と推移する見込みであります。

以上のように、児童の推移を見ましても5年後、10年後、児童数は恐らくふえることはないと思われます。そうなりますと、複式学級云々よりも学校としての機能が成り立たなくなるのではないかと考えられます。しかし、そのような状況となりましても、現在の思いは小学校は統合せずに2校とも存続をさせていくという考えであります。

これからのまちづくりを検討していく中で、小学校をどのように位置づけるのか、いましばらく時間をかけまして、保護者、地域の皆さんと将来の学校運営を検討する必要があると判断をいたしております。保護者・地域懇談会の中でも、バランスある地域の発展というご意見をたくさん頂戴しております。児童数の減少により厳しい学校運営となることが予想されますが、いましばらく複式学級もしくは学習集団の適正数と教員数の問題と学校運営につきまして検討を行い、保護者、地域の皆さんの合意のもとに進めていくこととします。保護者、地域住民の皆さんの理解が得られなければ統合はしないというスタンスであります。

最後に、先ほど町長が申されました小中一貫校、保小中一貫校に関しましては、時の情勢を見き わめながら慎重に対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- **〇議長(宮下愿吾君)** 再質問。6番、松山義宗君。
- ○6番(松山義宗君) ありがとうございます。

町長の答弁の中で、子供にとっては統合するのがよいだろう。ところが、保護者次第ですよという答弁がございました。教育長のほうは、統合はしないというお答えでした。やはりここで一つの決断が必要なのかなというふうに思います。

子供にとってはよいということがわかっているのであれば、やはり我々大人がそれは推進していかなければいけない。また、そういった機会をたくさんに持っていただく。それにつきましては、また議員のほうも協力をしたいと思います。子供にとってよいのであれば、やはりそれは促進していくのがいいのではないでしょうか。町長、よろしくお願いします。

〇議長(宮下愿吾君) 吉本町長。

〇町長(吉本秀樹君) 前回、統合問題があったときに、結局のところ反対をされたわけですね。 地域住民の皆さん、また保護者の皆さんの反対で統合できなかったわけです。ですから、もう統合 しませんということです。教育長はそのことを言っておられると思うんです。

でも、現状になって、保護者の皆さんの意見は、そのときにはあんまり大きな声は出せなんだ方もおられるかと思うんですけれども、現実に保護者となられて学校へ行ってみて、どうだいな、こ

れはと思われて、それで、そういう中でやっぱり統合ということを言われる方もちらほら出てきておられます。伊根のほうでも本庄のほうでもどちらもおられます。そういう声は、私は拾っていくべきであろうなと。

教育長が言われておる「しない」というのは、そうであったからしないというふうに決めたということですね。将来、未来永劫的にずっとそうですよということじゃない。そして、私の考えは、そう決めたけれども、そういう意見が出てきたのだから、それはやっぱり後々しんしゃくしていくべきだろうなと思うということでございます。

また、すぐに決断と言われましても、なかなかそうもいきがたいんですけれども、いろいろあるんですよ。私どもも悩んだ節はあるんですけれども、一遍聞いた話では、九州のほうで新しい小学校が再開しましたというんです。生徒は何人ですかというと、生徒は2人だというんです。20分かけて行ったところに学校はあるんですよ。でも、その村に子供が2人で1年生が入るから、2人で小学校が再開したという。その先はどうなんだと。その先は毎年1人か2人ずつだと。完璧に複式、複々式のあれですよ。それでもその村の村民は喜んでおるというんです。これぞまさに地方分権の最たるものだなんてやっておるんです。それを見て、それを聞いたときには、まあまあこれでもしゃあないんかなと思う気もしたりするんですけれども、それでもやっぱり基本は父兄の皆さんです。

それと、思いますのは、もしそういう話が再燃した暁には、げたを預けていただくということだと思うんですよ。いいことはいいんでやる。やると決めたら、どう転ぶかというんですか、要するにどっちの校舎を使うかとか、小中一貫校は、先の話になるけれども、どうなるとか、そういうことは抜きにして、やるのだという確約をとらないと、またもとのもくあみですから、その辺を順序立ててやらせていただきたいなと思います。多分教育長と私の意見は、そんなに違っていることを言っているわけじゃないと思います。

以上です。

○議長(宮下愿吾君) よろしいですか。

以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

次に、遊漁船の海への上げ下げを管理し、マナーの啓発運動を行ってはどうかを通告議題とし、 佐戸仁志君の発言を許します。5番、佐戸仁志君。

○5番(佐戸仁志君) おはようございます。

通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、意見書にも出されていますが、釣り船についてであります。

小型船、小さな小さなゴムボート、オールで進む小型船にエンジンをつけ釣りをする小型船が伊根湾内外に多く出港しています。 2 馬力の船外機を取りつけるのは、小型船舶登録も要らず、当然定員もなく、小さな船に 3 人 4 人と乗って沈みそうな状態で釣りをする者、泳げない小さな子供にライフジャケットも着せず釣りをしている親子。見ているだけで大変危険を感じています。

日出、城山海岸、町所有の伝馬小屋付近、大西海岸、伊根漁港付近、カルビ海岸など、いろいろな場所から船を海におろし、船を積んできた車を放置する。中には、個人の土地から船をおろし車を放置する不届き者もおります。海上では、エンジンをつけることによって行動範囲も広がり、定置網、養殖いかだなどに取りつき、定置網入り口付近で釣りをするというような漁民とのトラブルがふえています。特に秋のイカシーズンには多いと聞いております。カルビ海岸でのトラブルは、例年、町に対する要望で上がっております。早期の対策が必要であると思われます。

伊根湾は、波静かで小型ボートで釣りをするのに最適の場所であります。これを禁止することは 大変難しく、とてもなくなるとは私には思えません。そこで、船を上げおろしする場所を絞り込み 管理する。管理できれば啓発活動は容易にできるのではないかと思っております。例えば、今年度、 トイレ、駐車場などをつくる大西海岸、平田蜂ヶ崎駐車場などを一つの場所とし周知する。その場 所以外で駐車または船を上げおろしはさせない。駐車料金をいただき、マナーの啓発活動をすると いうのはどうでしょうか。町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(宮下愿吾君) 吉本町長。

〇町長(吉本秀樹君) それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

このミニボートとは、平成15年6月の規制緩和によりまして、登録長3m未満で2馬力未満のボートは、船舶検査及び小型船舶操縦免許は不要となったものでございます。規制緩和により、手軽に楽しめるボートとして急速に普及しており、手軽に海におろせることから、町内至るところから漁港の岸壁を利用、出航する姿も目撃します。

ミニボートの利用者は、小型船舶操縦免許を必要としないことから、ほとんどの方が海上でのルールや危険性を理解していないものと思います。当然これらの啓発活動は必要と考えますが、伊根町が独自で行うべきものとは考えておりませんし、もしそのような方策をとったとしても効果は薄いのではないかなと考えます。

そうでありますから、私も委員を務めております京都府海区漁業調整委員会におきまして、全国漁業調整委員会連合会の総会決議を通じ、以前からミニボートによる操業妨害防止について関係省庁に要望をしております。ご紹介をしますと、1つに、ミニボートの購買者、操縦者に対して安全講習の受講を義務づけ、海上衝突予防法の内容について指導、啓発すること。1つに、ミニボートの航行性能及び各地先の海況に合わせた航行範囲の制限や夜間航行の禁止措置を早急に講じること。そしてまた、本年度の全国漁調委での連合会総会で新規に2つつけ加えております。その一つが、ミニボート利用者に対し賠償責任保険、捜索救助費用保険への加入を促進すること。4番目に、漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗、レーダー反射板及びボートにポールを立てる装置の設置について、業界を強く指導すること。この2項目を加えまして、水産庁、外務省、国交省の海事局、海上保安庁などを訪れ、要望活動を行っております。そのようにしておるわけでございます。そういったものが徐々に功を奏してきているなと私は思っております。

また、漁港は漁業者が漁業を行うために整備されたものでありまして、それを議員おっしゃるようなミニボートのために開放するというのはいかがなものかと感じる次第であります。この制度は、規制緩和により認められた制度であり、利用者と漁業者が気持ちよく共存できる状態が理想であります。今のところ、それに規制をかけることは大変困難なものがあります。利用実態やトラブルの状況の把握に努めながら対応を考えたいと思っております。

議員おっしゃいますように、ある一定の場所というのをおろす場所とする。そこからおろしていただく。啓発する。いいことであろうかなと思うんです。しかしながら、国費を投入した漁港、これを、じゃ、無料でするのか、有料でするのか。有料でするとなれば、今度はその責任問題は一体どこへ行くのか。無料であった場合でも、責任問題はどこにあるのか、誰がするのか、いろんな問題があろうかと思うんです。よく私もそういう考えは及ぶんですけれども、そのような諸問題をクリアできれば、そのような考え方はできるかなと思います。

例えば、伊根湾を特区にしてしまう。伊根町を特区にしてしまう。漁港の関係を特区にしていただいて、言うなればしたいようにさせていただく。そういうことができれば可能かなと思ったりもしますし、また逆に言いますれば、今民間企業として伊根マリーナがあるわけでありまして、そこが、じゃ、一手に引き受けますよと言ってやられるという手はあるんです。業者ですから、ちゃんと免許を持った。そういう方策も考えられるのかなと、いろいろと考えておりますが、現状のところ町がそういう方策をとってやるというのはちょっと難しい点が多いかなと思っております。以上です。

〇議長(宮下原吾君) 佐戸仁志君。

〇5番(佐戸仁志君) 最近、物すごくふえているように私は思います。軽トラの裏にちょっと積んだり、ごくごく普通の車の天井に積んだりして、物すごく多く釣り人が船をおろしているように思います。

無知とは言いませんけれども、全く講習を受けない釣り人が海へ出るということをして、事故が起きますと伊根町の消防団も出動するようなことも起きるでしょうし、できましたら、そういう釣り人等に車にチラシなどを挟むとか、ちょっとした啓発活動を行うことは大変大事ではないかなと私は思いますので、今後ともご検討のほうをよろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

〇議長(宮下愿吾君) 答弁されますか。吉本町長。

〇町長(吉本秀樹君) そうでありますから、伊根町が規制をするとか啓発活動云々じゃなくて、

船を持ってきてどこからでも海へおろしてもいいですよということを国が決めたんですよ。そういうふうに規制緩和しちゃったんですよ。だから、その規制緩和に基づくいろんなことについていろんな抗争があるものだから、そこをちゃんとしてくださいねということを先ほど申し上げましたああいう要望事項について各関係省庁まで回って、今我々も行ってる。伊根町で決めてどうこうしてもね、啓発ビラをって、あんたら船舶の航行についてこうなんですよとか何かそんなこと言ってみても、なかなか話は始まらんのかなと思います。国や関係省庁にこの規制緩和について強く物を申していきたいと思っております。

〇議長(宮下愿吾君) 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、町職員の社会貢献や地域づくり活動への積極的な参加について、災害情報発信基地の確保 及び民間との支援協定について、及び診療所についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許しま す。3番、濱野茂樹君。

○3番(濱野茂樹君) 町民の皆様、そして執行部の皆様、各議員の皆様、政風会の濱野茂樹でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、町職員の社会貢献や地域づくり活動への積極的な参加について、災害情報発信基地の 確保及び民間との支援協定について、診療所について、通告に従いましてご質問させていただきま す。

まず、町職員の社会貢献や地域づくり活動への積極的な参加についてでございます。

協働といった行政と住民の間の新たなパートナーシップを構築していくための政策を進めていく上でも、また「ひとが活き生き」とした伊根町を目指していくためにも、町職員が自分の時間を活用して、一地域住民として職場や家庭における役割に加え、プラスワンとして社会貢献や地域づくり活動、自治会、PTA、消防団、婦人会、少年少女スポーツの指導者などの活動に参画することは、地域住民と思いを共有し、ひいては現場の住民目線で行政を推進することにつながるものと考えます。

このことは、公務員としてのミッションを再確認するとともに、行政のあり方を住民本位に変えていくためにきわめて有効であり、第5次伊根町総合計画の第6章「活き生き・頑張る行政」の中に掲げられております職員の能力向上。現場へ出て、地域の実態を把握し、問題解決につながる新しい発想ができる職員の育成向上に努めることにもつながるものと考えます。

先日のスポーツチャレンジフェスティバルでも、町職員の方が体育協会員として交通整理等の運営に当たられておられ、また、雨のほうが心配ではございますが、あす予定されている日本で最も美しい村伊根町の修景・清掃活動の一環としたガードレール舗装の協力ボランティアにも、募集目標の30名のほとんどが町職員の参加になるというふうに聞いております。参加される皆さんに深く敬意を表します。

ただ、町職員の地域活動について1つ苦言を呈させていただきたく思います。消防団員の中で幽霊団員と化している町職員がいるとお聞きしました。常日ごろから生業を持ちながら消防団活動にも積極的に参加いただいている町民の皆さんがいる中、町職員が幽霊団員化している。これはいかがなものかと思います。平成24年3月定例会でもこの件については質問を述べさせていただきました。そのときは、こういった団員への退団勧告のような取り決めがあり、団のほうで十分この問題は取り組んでいただいているとの答弁をいただきました。消防団の活動も地域にとって、当町にとって大切な活動であります。幽霊団員では、「活き生き・頑張る行政」とは甚だ言いがたいと思うのは自分だけでしょうか。しかるべき対応をお願いしたいものであります。

さて、平成24年度から人事評価制度でも評価の加点項目として地域貢献、ボランティア活動の 欄があるようですが、さらに踏み込んだ制度も検討すべきだと私は思います。初任給、昇格、昇給 等の基準に関する規則では「職員の昇給の号給数は、当分の間、町長が別に定める」と規定されて おります。現在は1年に特段の理由がない限り4号棒、55歳以上は2号棒昇給する制度となって いるようですが、標準の昇給数を3号棒とし、残りの1号棒については町内における職員の社会貢献活動の有無によって行うなどの制度の創設も私は必要ではないかと考えます。

小さい自治体の利点を生かした住民の顔が見える行政運営を推進する上でも、消防団、自治会の役員、婦人会、少年少女スポーツの指導者など、町職員の積極的なこのような地域づくり活動への

さらなる参加を推進する考えはないか、本町のご所見をお伺いいたします。

次に、災害情報発信基地の確保及び民間との支援協定についてご質問させていただきます。

東日本大震災をきっかけに災害情報の発信基地の確保が重要なテーマの一つとなっています。庁舎やレンタルサーバ等が甚大な被害を受けた際に、ホームページの更新用サーバーも使用不能になる可能性があり、そうした非常時に住民への情報発信手段が断たれることを防ぐ有効な手段として今注目されているのが、災害時、遠隔地の自治体にホームページを代理掲載してもらうという仕組みであります。

実際に、東日本大震災の際、甚大な被害をこうむった岩手県、宮城県、福島県の各市町村のウエブサイトは、発生直後からサーバー通信機器、通信回線の損壊やアクセス数急増などの影響で閲覧ができない状態になりました。そのような状況の中、被災地の一つである宮城県大崎市では、平成12年に姉妹都市として提携を結んでいた北海道当別町との連携協力により、震災当日から当別町のウエブサイトに大崎市災害情報、大崎市災害対策本部のページを開設してもらい、被害の状況、避難所の状況、ライフラインに関する情報を途絶えることなく毎日発信し続けることができました。大崎町のホームページが回復した19日までに当別町のホームページは通常の約10倍以上のアクセスがあり、住民や関係者が刻々変わる被災状況を把握することができたそうであります。

先日、友好交流の推進に関する協定を締結した和東町や原子力災害住民避難計画の避難先である 精華町、「日本で最も美しい村」連合加盟市町村をはじめとする遠隔地自治体との災害時の情報発 信に関する応援協定の検討、締結について、本町のご所見をお伺いいたします。

また、大震災以後は民間団体、企業との協定にも各自治体は力を入れておられます。企業の側でも、企業の社会的責任(CSR)への意識が高まり、事業を通じて、またボランティアや寄附といった手段によって、利益の追求だけでない地域の一員としての社会貢献が盛んに行われてきています。

伊根町でも同様に災害時における飲料の提供協力に関する民間企業との災害時支援協定や災害等緊急時における避難輸送の協力に関する協定、高齢者等見守り活動に関する協定等を締結されておられることは、皆さんご周知のとおりだと思います。町と民間とがそれぞれの特性や資源を生かし合って協力していく官民協働は、これからの町民の皆様の生活をより一層豊かで便利にしていくことにつながるものと考えます。

最近締結された民間との協定の中で、当町でも協定の締結を検討すべきだと思われる事例を挙げ させていただきます。

京都府内では、京都市、福知山市、京丹後市、久御山町がヤフー株式会社と締結されている災害に係る避難情報などの緊急情報をホームページ等を通じてより迅速、確実に発信し提供するための災害に係る情報発信等に関する協定もあります。少し詳しく申し上げますと、地震、豪雨、洪水などの災害に備え、必要な情報をより迅速に発信し提供するため、自治体と民間事業者が協力して次のような取り組みを行っております。町より発せられる避難勧告、避難指示や避難所情報、その他さまざまな災害に関する情報に、住民の方がいつでもどこでもアクセスできるよう、民間にて情報を集約・整理して提供するとともに、災害時に町の運営するウエブサイトがアクセス集中により閲覧しづらい状況になることを防止することなどを目的としております。

また、ほかにも千葉県多古町と日本自動車連盟との間で締結された観光、産業振興、交通安全対策等も、当町の活性化や町民サービスの向上に貢献する協定の一つになり得るのではないかと考えます。

町と民間とがそれぞれの特性や資源を生かし合って協力していく官民協働を推進し、町単独で実施するよりも効果的な町民サービスを提供して、町民の皆様の生活をより一層豊かで便利にしていくことが必要ではないでしょうか。

そこで、包括的な連携協定を締結し、町と企業がそれぞれの得意分野を生かして地域の活性化や町民サービスの向上に貢献するための仕組みをつくっていくため、さらなる民間との協定の締結について、本町のご所見をお伺いいたします。

最後に、診療所についてでございます。

本日の京都新聞の朝刊の地域版に、常勤医不在の記事が掲載されました。このタイミングで記事

になるということは、何だかいろんな意味で私は持っているなというふうに思った次第であります。 現在、本町では、伊根診療所、本庄診療所は常勤医不在の状態が続いています。町民からの常勤 医の着任を望む声が多いことは、町長ご認識いただいていることと思います。

せんだっての議会の中で、診療所のあり方検討会の開催状況及び今後の見通しが答弁されました。 第1回が当初よりおくれた3月4日、第2回も5月上旬の予定と答弁されておられました。しかし ながら、いまだ第2回の開催がなされていない現状です。

この検討会の中では、伊根町の診療所が担うべき役割、診療所の規模、機能、運営、経営のあり方、通院体制のあり方、医療・保健・福祉の連携などが諮問されているわけです。議会で答弁されながら、なぜここまで開催が毎度のようにおくれるのか、理解に苦しみます。現在の進捗状況、そして第5次総合計画にうたわれている住民が頼れる公正で透明性のある行政運営を推進していく当町において、本会の会議の公開の可否について、本町のご所見をお伺いいたします。

医師の勤務体制について、北部医療センターでは、医師派遣機能を充実・強化することが目指すべき方向性の一つとしてうたわれており、先日の補正予算で増額補正されたように、当町においてさらなる医師派遣の充実が図られ、平日は両診療所のいずれかに医師がおり、また、ほぼ現状どおりの診療日数を確保いただいたことに対しては、ご努力に対し深く敬意を表する次第でございます。しかしながら、住民の声は、一日でも早い常勤医の着任でございます。

先日、住民の方より切実なお話をお聞きしました。「濱野君、私は生まれ育ったこの地で、自宅で自分の最後を迎えたいんだよ」と。「でも、夜だと往診医がいないから、家族に迷惑かけたくないから病院へ搬送となってしまう」。こんな話でございました。病院の病床ではなく、生まれ育ったこの地で最後を迎えたい。

とある調査会社の資料によりますと、余命が限られていた場合、自宅で最期を迎えたいと考えている人が85%近くいらっしゃるデータもございます。当町でも、以前は夜間往診がいたため、安心して住みなれた家で最期を迎えることは可能でございました。でも、今は夜間の往診医はおりません。急に容体が悪くなったときに不安、家族に迷惑をかけたくない、ひとり身だからなどの不安のため、病院にいるほうが安心と考えられています。

確かに積極的な治療は病院でなければ受けることはできません。病院にいれば、延命措置を受けることができ、家族の不安も軽減することができます。ですが、残された時間を自分らしく生きる、大切な家族と一緒に過ごすということを考えたときに、病院で最期を迎えるのではなく、住みなれた家で最後のときを過ごすというようなことも選択肢の一つとしてはあるのではないかと思います。みとりや日常のかかりつけ、介護・医療サービスの面からも、一日でも早い常勤医の着任をお願いしたく思います。

昨年の12月定例議会では、本年4月1日に着任予定、それが3月議会の全員協議会では、与謝の海病院の医師が移籍する内諾を得ていましたが、府立医大附属への移行時期と重なり、本年4月時点での移籍が見送られ、1年先送りという報告がなされました。

しかし、今日まで町の広報媒体ではこの内容が全く報じられていない。住民は不安を抱えているんです。医師確保について、せんだっての全員協議会での報告どおり平成26年4月1日には必ず着任いただけるのか、また、着任いただけなかった場合は、今後も同様に常勤医不在の状態を継続していくのか、医師募集再開等を含め、現時点でどのように考えておられるのか、本町のご所見をお伺いいたします。

また、医療・福祉・保健の連携等を図る上でも、着任いただいた医師についてはできるだけ長く 当町の地域医療に携わっていただきたいと考えますが、着任期間についてどのように考えておられ るのか、本町のご所見をお伺いいたします。よろしくお願いします。

〇議長(宮下愿吾君) 吉本町長。

〇町長(吉本秀樹君) それでは、ラストバッターの濱野議員のご質問にお答えをしたいと思います。大変たくさんのものでございますので、一つ一つ順繰りにお答えしたいと思います。

1点目の町職員の社会貢献や地域づくり活動への積極的な参加の推進についてでございますが、 町の職員については、自治会、公民館、PTA、消防団、また婦人会など、既に多くの職員が何か しらの組織活動に参加していることは、議員もご承知のことと思います。町職員、既に住民目線の 環境にいると考えております。

私も職員の地域づくりへの参画は大切なことと思いますし、かつての議員さんからも、自治会や 地域づくり団体に町の職員を積極的に使うことで、さまざまな地域活性化策への展開が期待できる と、昔からよく言われていたものでございます。

しかしながら、奉職である職員が通常の事務を終えましてからボランティア活動として多くの団体組織に関与することは、やはり限度があろうかと思います。時間外のボランティアでありますので、それにつきましては本人の問題であり、自己判断と考えております。

今の時代、別の意味で、公務員を使うというのではなくして地元のリーダーの育成が最大の課題でございます。例えば、お仲間であります南木曽の妻籠の小林さん、長野県小布施の小布施堂の市村さん、上勝いろどりの横石さん、馬路村の東谷さん、すべからく民間人でございます。特定の職員を多くの組織に関与させるのは、必ず労働力に限界が来ると考えておりますので、参加するかどうかは町から命令することはできないものと考えております。

町職員の自分の時間の活用についてでございますが、私の願いは、それぞれのスキルアップにございます。専門分野の基礎能力も当然でございますが、目の前の仕事の対処能力というのではなくして中長期的な大局観を養ってほしい。そのためには何が必要か。それは圧倒的な教養なんです。圧倒的な教養が大局観を生むわけであります。まずはそのために余裕ある時間をしっかりと使ってほしい。もって地域のリーダーをしっかり補佐できるようになってほしい。そう考えるものでございます。

消防団員のお話がございました。消防団員でありますので、消防団員の職業が、町の職員であろうが、漁協の職員であろうが、はたまた商工会の職員であろうが、観光協会の職員であろうが、消防団員としての活動内容のよしあしは消防団の判断、指導に任せたく思います。みずからのまちはみずからの手で守る。そうした信念のもとの独立した組織であります。そうでありますので、その中の一団員の話を余りここで云々したくございません。議員も消防団の一員でありますので、そのような話は、こういう議会という席ではなくして消防団の部会で上げていただきまして、当然その部会から消防団幹部の幹部会のほうに諮っていただきまして、問題にしていただいたらいいのではないかなと。そうして消防団長から私のほうに相談がございましたら、これは対応させていただきたく思っております。

また、人事評価制度に、評価の加点項目として地域貢献、ボランティア活動があるように言われたんですけれども、これは皆さんよく勘違いされるんです。そういうことを書く欄があるんですけれども、それは一切関係のない話なんです。人事評価制度の目的は、それぞれの目的設定とそのプロセス、そして、その結果を評価することにより、職員の能力を引き出し、人材育成を図ることでございます。もって町民福祉の向上を担う職員として成長させるためのツールでございます。そして、最終的には勤勉手当に反映していくこととしております。

議員も職員でおられましたから、勤勉手当0.675ですかね、それが1.35まで上げられるわけでありますから、その中で反映をしていくこととしております。ただし、自治会、消防団、各種ボランティア参画、ましてや人柄、そういったものは人事評価とは無関係でございます。評価は、役場の仕事をいかにしっかりできるか、そこの評価でございます。

2点目の災害情報発信基地の確保及び民間との支援協定についてでございますが、和東町との友好交流協定については、幅広い分野を含む協定の締結でございます。当然、防災も含まれておりますので、今後、和東町とは災害時の情報発信応援協定についても協議してまいりたく思っております。ホームページの代理ですね、それも当然議題として上げていきたく思っております。

しかしながら、和東町さんとはできるんですけれども、今このホームページの代行というのは全国で話題になっておりまして、いろいろとやられております。でも、その話題の中で、やはり1つこれは重視すべきだなと思ったのは、遠隔地での代理業務をしてもらいますけれども、単に協定を結んだからしてもらえるという、そういう問題じゃないだろうと。やはりそういう協定を結ぶ地域とは、親密に定期的に行き来をして、そういった交流を深める中で、お互いのそういう補完をし合うんだと。そうでありますから、京都府さんのほうから指定をいただきました精華町さんですか、和東町さんにはそうやって話題にできても、精華町さんには、どうだとかと言っても、なかなかあ

の木村町長、何ですかというような雰囲気でとられるかなと思います。そういうおつき合いのほども、しっかりと交流のほども深めていただきたく思う次第であります。

また、既に災害応援協定をしっかりと結んでおります全国の49の日美の加盟市町村、その皆さんとも災害時の情報発信については応援対象項目とすべきか協議したく考えております。現状でも応援協定は結んでおります。そして、東京の本部がございますので、そこのホームページには、とにかく情報を提供すれば常時アップしていただけます。そうでありますので、もしそのようなことがあれば、ホームページの代行まではまだいけませんけれども、常に情報さえ提供すれば、全国の49の皆さん、当然またその連合のホームページにアクセスする皆さんには、すべからく我々の情報は伝わるようになっております。しかしながら、今度理事会もございますので、こういうホームページの代行についても協議の項目として私のほうから上げさせていただきたいと思っております。しかし、しかしと言うのも何でございますけれども、今までから、日美のお仲間が大変な災害に遭われております。原発のあの事故によりまして全村避難しました飯館村、それから台風の豪雨によります大土石流の十津川村、そしてまた新燃岳の噴火によって火山灰に埋もれた高原町、それぞれ管野村長、更谷村長、そして日高町長、もう大変な思いであったようであります。必死になって地域住民の生命と財産を守り、そして社会生活の復旧に奔走されておりました。我々もみんなで応援をしたわけであります。

しかしながら、その皆さん、誰もそういうことを言わないんですよ。我が家のそういう情報を発信してくれとか、それを広報してくれとか、非常時のときにはどうかということは、誰もそういうことをおっしゃらない。私も多分こういうバックアップ体制というのは大事なんだろうなとは思いますけれども、まずうちの庁舎が、もうホームページもウエブサイトもだめになって住民さんに広報するすべもないというような大災害のときには、そのようなことを考えておる間もないのかなと。本当に、町なかを走り回って一人一人の皆さんの生活支援に回るのかなと。そのように思ったりもしております。そういう状況ではありますけれども、日美の理事会には協議に上げさせていただきたいなと思っております。

また、多彩な災害情報を住民に伝えるウエブサイトがアクセス集中により閲覧しづらい状況を克服する手段についても、リスク回避の観点から京都府、ただいま申し上げました協定締結市町などと協議を行う場を設定し、順序立てて検討してまいりたく思っております。

また、さまざまな面において相互に応援協力する民間との包括協定についてでございますが、どのような民間企業、団体であるのか審査の必要はありますが、そのように伊根町を応援いただける。逆に伊根町の得意なところでその企業さんを応援できる。そのような関係であるのならば、そういう申し出があれば、検討することはやぶさかではございません。

3点目の診療所についてでございます。

議員ご指摘のとおり、診療所のあり方検討委員会については、昨年度末の3月4日に開催をさせていただき、次回は5月上旬を目途に開催したいと、そのように申し上げておりましたが、開催できておりません。

3月に開催しました委員会では、今後の協議の進め方についても協議いただいたところでございます。当初は、委員の皆さんのご意見を積み上げ、ゼロベースから問題、課題を検証しながら方向性を見出していく。そのような考え方で進めさせていただきました。一方、委員の皆さんからは、たたき台を準備し、それをもとに議論すべきとの意見をいただきまして、今後の進め方を確認いただいたところでございます。現在、そのたたき台つくりについては、委員としてお世話になっている成美大学の星准教授と相談しながら素案をつくっております。多岐にわたる考え方があるため、なかなかまとめ切れずにいる状況でございます。このことにつきましては、ご協力いただいております医師会の中川会長さんにもご説明申し上げまして、そうかと内諾はいただいておる次第でございます。おくれておる理由については内諾をいただいております。いずれにせよ、速やかにたたき台を作成いたしまして、委員会に諮り、検討いただくこととしております。

また、会議の公開につきましては、次回の委員会開催から会議の概要についてホームページ等に 掲載していくことを検討しておりますが、会議の公開については考えておりません。

次に、医師の勤務体制についてですが、本町の常勤医師確保の見通しについては、本年3月議会

でお答えしたとおりであります。本年4月からの着任とはいきませんでしたが、北部医療センターが新体制で4月にスタートし、同センターの医師確保が厳しい中にあって、非常勤ながらも本町診療所への派遣については十分な配慮をいただいているものと喜んでおります。今日現在、来年4月1日より常勤医師着任の確定までには至っておりませんが、その方向で鋭意努力しているところでございます。今後、万が一にもさらに着任がおくれるという場合は、府立医大、北部医療センターと常勤医師の招聘並びに派遣体制の充実等について十二分に相談をし、支援をいただく中、地域医療の安定に努めたく考えております。

また、着任期間についてでございますが、伊根町の地域医療を担っていただくにふさわしい先生ならば、できるだけ長く、できれば定年まで、あるいは定年を過ぎても健康や体力の続く限り、伊根町の医師として活躍していただけることを願うものでございます。

ちなみに、いろいろと答弁というか、状況、予定と現実がそうごうしております。それにつきましては町民の皆さんにもおわびをするところでございますが、1点ご理解をいただきたいところがあるなと思うんです。それは、私も、はっきり申し上げまして、ことしの4月1日から、強引に、我々の主張を通して常勤医師に座っていただくということをやろうと思えばできないことはなかったのかなと思っております。

しかし、大学、医療センター等々の事情もございます。そして、短期的にそういうことを行ったとしても、多分縁が切れますね、すべからく。そうなりますと座っていただいたお医者さんにとっても、当伊根町にとっても将来的に大変不安定な状況が生まれます。そこは、やはり大学とも医療センターとも十二分に相談をして検討して、何も向こうは見捨てるとは言っておりませんので、逆に我々はそこに活路を見出す必要がございますので、将来的にも安定した伊根町の地域医療が確保できるように、確かに常勤医師の不在ということが来年からは続かないようにと。要らんことを言うとまたあれになりますけれども、つもりであります。でも、その辺のところは、我がまちだけの意見を通し切るというのではなくして総合的な面で判断をして行動しているということをご理解いただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長(宮下愿吾君) よろしいか。3番、濱野茂樹君。

○3番(濱野茂樹君) 今回、診療所の医師について質問すべきなのかどうかと非常に悩み、事情も十分把握している中で質問させていただきました。このようにご答弁いただきましたことを感謝いたしますが、やはりここは必ずや来年4月1日には医師の着任をお願いいたしまして、また我々議員も協力は惜しみませんので、どうか十二分に努力いただいて、4月1日着任をお願いしまして、私の質問をさせていただきます。ありがとうございました。

- **〇議長(宮下愿吾君)** 答弁ありますか。吉本町長。
- **〇町長(吉本秀樹君)** 何度も申し上げますけれども、その予定にしております。
- ○議長(宮下原吾君) 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これで本定例会における一般質問を終わります。

休憩をいたします。

10分間休憩いたしまして45分の再開にいたしたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 11時35分 再開 11時45分

○議長(宮下愿吾君) それでは、再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第45号

○議長(宮下愿吾君) 日程第3、議案第45号 平成24年度定住化促進住宅平田団地新築工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

〇町長(吉本秀樹君) 議案第45号 平成24年度定住化促進住宅平田団地新築工事変更請負契 約の締結についてでございます。

伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例の規制による外壁などの変更に伴うものでございます。 細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよ

- うよろしくお願い申し上げます。
- 〇議長(宮下愿吾君) 泉主幹。
- **〇地域整備課主幹(泉 吉広君)** 議案第45号 平成24年度定住化促進住宅平田団地新築工事変更請負契約の締結について説明(担当課長説明記載省略)
- ○議長(宮下愿吾君) これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。
- **○3番(濱野茂樹君)** 重伝建の規制に対応するために今回設計の見直しをされたということでございますが、当初の設計が終わった後に改正や解釈の変更といったものがあったのか。ないのであれば、なぜ当初の設計時からわかっていたことをここでするのか、お示し願います。
- 〇議長(宮下原吾君) 白須課長。
- ○地域整備課長(白須 剛君) 当初設計の図面上で、まずは伝建サイドと協議いたしました。 実際に工事が始まりまして、それぞれの外観に関するものの外壁とか建具とか詳細について、実際に使用するものをお見せした上で、そこでもう一度、協議で変更の措置が生じたとか協議内容によってこのような変更が生じたというものでございます。
- ○議長(宮下愿吾君) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。3番、濱野茂樹君。
- **○3番(濱野茂樹君)** 伝建サイドとの調整ミスというような聞こえ方がどうしてもしてしまう。 なぜこんなことが起こり得るんだろうと。当初でわかっておるはずじゃないですか。とある会議の中で、教育委員会の伝建担当者から、委員の皆さんであれば重伝建のことを詳しく知っているのは 当たり前でしょうというような答弁をされたんですよ。同じ役場内でもできてないことをそういった場で言われる。教育委員会、地域整備課とちゃんと協議、調整はしたんですか。
- 〇議長(宮下愿吾君) 梅﨑次長。
- ○教育次長(梅崎 良君) この住宅の関係につきましては、地域整備課のほうから、伝建の現状変更の関係がございますので、協議をしていただきまして、担当レベル、また教育長のほうへも協議がありまして、そのあたりは十分に協議は詰めておりますけれども、先ほど地整課長が申し上げましたように、建設をしていく中で、図面上で見せていただく内容と例えば玄関の戸ですとか、カタログとかそういうものを見せていただく中で、この形にしようとか、この色合いにしようとかいうふうな、そういう詳細について、工事を進捗していく中で、また協議があったわけでございます。そのような中で、単価が変更であったりとかいうふうなところで今回の変更になったというふうに聞いております。
- 〇議長(宮下愿吾君) 3番、濱野茂樹君。
- **○3番(濱野茂樹君)** この変更契約の締結について、議会の議決ということでございます。きょう変更請負契約締結の議決がされても、予定どおり工事は完成する。変更内容の工事については、既にもう着手されているんですか。
- 〇議長(宮下原吾君) 白須課長。
- 〇地域整備課長(白須 剛君) 着手しております。
- 〇議長(宮下愿吾君) 3番、濱野茂樹君。
- **○3番(濱野茂樹君)** これが承認されなかった場合は、原状に戻されるということですか。少しわかりかねるんですけれども、費用負担はこの場合どうなるんですか。
- ○議長(宮下原吾君) 暫時休憩をいたします。

休憩 11時55分 再開 11時56分

- **〇議長(宮下愿吾君)** 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。白須課長。
- **〇地域整備課長(白須 剛君)** 変更内容につきましては、必然性のあるものと思いまして提案したものでございますので、ご理解をお願いしたいと存じます。
- ○議長(宮下愿吾君) ほかに質疑はありませんか。2番、上辻亨君。
- **〇2番(上辻 亨君)** 先ほども質問あったと思うんですが、工期的には間に合うんですか。
- 〇議長(宮下原吾君) 白須課長。
- **〇地域整備課長(白須 剛君)** はい。7月からの入居に間に合うようになっております。検査の 日程も決まっております。

○議長(宮下愿吾君) ほかに質疑はありませんか。質疑がないようでありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声があります。これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 平成24年度定住化促進住宅平田団地新築工事変更請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第46号

○議長(宮下愿吾君) 日程第4、議案第46号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例並びに伊根町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

〇町長(吉本秀樹君) 議案第46号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例並びに伊根町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございます。

町長、副町長及び教育委員会教育長の給与の一部削減によるものでございます。

今回の削減については、国家公務員の給与削減に伴うもので、国家公務員給与削減後、本町はラスパイレス指数99.8と低いため、給与削減の対象になっておりませんが、国家公務員給与削減を鑑み、本町の行政部局、町長、副町長、教育長に限り、5%の削減を9カ月間行うものでございます。

なお、減額措置につきましては、給与月額のみとし、期末手当には反映しないものとしております。翌年度以降の対応については、別途検討いたしたく考えております。

担当課長等からの細部説明は省略いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮下愿吾君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようでありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(宮下原吾君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第46号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例並びに伊根町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第47号

- ○議長(宮下愿吾君) 日程第5、議案第47号 物品購入契約の締結についてを議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。
- **〇町長(吉本秀樹君)** 議案第47号 物品購入契約の締結についてでございます。

今年度導入する、し尿収集車の購入契約の締結によるものでございます。

細部については、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(宮下原吾君) 石野主幹。
- **○住民生活課主幹(石野 靖君)** それでは、議案第47号 物品購入契約の締結について(担当課長説明記載省略)
- ○議長(宮下愿吾君) これから質疑を行います。5番、佐戸仁志君。
- **〇5番(佐戸仁志君)** 私は、職場が与謝野町の岩滝でありまして、伊根町のし尿処理車をしょっちゅう見ることがございます。それは、何Lかためたら野田川の処理場へ行くんだと思うんですが、せっかく伊根町の車が走るわけですから、あの側面、後ろに何か伊根町の宣伝になることを張って走ってはどうかなと思いましたので、ご検討のほうよろしくお願いいたします。
- 〇議長(宮下原吾君) 石野主幹。
- **○住民生活課主幹(石野 靖君)** ただいまの佐戸議員のせっかく走る公用車なので広告となるようなことを考えてはというご質問だったと思うのですが、伊根町の公用車につきましては、日美に加盟していることもありまして、ステッカーであったり、マグネットが張りつけられております。 当然、このし尿収集車以外のごみ収集車等々にも、平成21年度だったと思うんですが、そのころから張りつけておりますので、今回更新につきまして、この契約には含めてはおりませんが、そういったことも検討し、張る方向でとは考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。
- ○議長(宮下愿吾君) ほかに質疑はありませんか。2番、上辻亨君。
- **〇2番(上辻 亨君)** 下取りをされたということで、下取り価格はどれぐらいだったのか。 それと、これは真空ポンプつき容量3,000Lということなんですが、前回のし尿処理車と同様の容量なんでしょうか。
- 〇議長(宮下愿吾君) 石野主幹。
- **〇住民生活課主幹(石野 靖君)** ただいまの上辻議員の下取りの価格とタンクの容量についてのことだと思いますので、答弁させていただきます。

下取りにつきましては、設計額のほうで、購入と下取りと全てひっくるめた設計額とさせていただいております。ちょっと詳細までは控えますが、そういった設計にさせていただきました。

タンクの容量についてですが、現有車両が3,400L、それが3,000Lと若干小型化になります。車両そもそもも若干小型化となったこともありますし、タンクが小型化になったことにより車両も小型化になったことも考えられるんですが、道路の狭いところでの作業等々もありまして、対向車さんが離合困難なこともありましたので、委託先の株式会社伊根町ふるさと振興公社とも十分協議しまして、車種、車両の規模も決定させていただきました。

タンクが小さくなることによって何か弊害があるかもわからないですが、今後、伊根地域での共 同処理も始まっていきますので、そういったことからもタンクを小さくしても業務に支障はないも のと考えております。

- ○議長(宮下愿吾君) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。3番、濱野茂樹君。
- ○3番 (濱野茂樹君) こちらの契約金額には、設計のほうで下取り代を差し引くことで含めておられるという説明だったと思いますが、下取り車を新規の車両の購入代金から差し引くということが、財政上の取り扱いとして妥当かどうか。財産売払収入として別で入札する必要はないのか。以前、除雪ドーザは新規購入と車両の下取りは別で入札を行ったと伺ったように思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(宮下愿吾君) 暫時休憩をいたします。

休憩 12時08分 再開 12時12分

- ○議長(宮下愿吾君) 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。上山課長。
- **○住民生活課長(上山富夫君)** 先ほどの濱野議員のご質問でございますが、原則は、補助事業等によるものにつきましては、財産処分の関係を明確にするために切り分けて、下取りの部分を明確にしておりますが、一般的な公用車等の購入につきましては、原則下取り価格も含めた設計入札とさせていただいておるところでございます。
- O議長(宮下愿吾君) 3番、濱野茂樹君。
- **〇3番(濱野茂樹君)** 我々住民からしますと、一円でも高く下取りしていただきたいというふう

に思います。ネットオークションを利用すれば、恐らく今回、幾らで設計されたかはなかなか説明 いただけないかなというふうに思いますが、正直申し上げてネットオークションでは金額がついた りする場合もあります。市場価格よりも高く入札がされております、現時点でも。本来であれば、 そういったことを検討すべきなんではないですか。

今回の件については、もう仮契約まで結ばれていますので、ごたごた言いませんが、一円でも高く処分していただきたい。これが住民の思いだと思います。今後の課題として受けとめていただきたく思います。

- 〇議長(宮下愿吾君) 吉本町長。
- **〇町長(吉本秀樹君)** 特殊車両で、消防自動車のときは、それらは起こりましたけれども、バキュームカーを特別欲しい……。ところもあるかもしれませんけれども、下取りも込みの入札で、それが一番うちとしては効率がいい。ネットにかけるよりもそのほうが安定的に一番いくのだろうなと。そんなに住民の皆さんから、何十円か何千円か知りませんけれども、それほど言われるようなことはない、順当な方法であろうかなと、そう思います。
- ○議長(宮下愿吾君) ほかに質疑はありませんか。2番、上辻亨君。
- **〇2番(上辻 亨君)** し尿処理収集車購入によって、くみ取りの値段が上がったりするようなことはないんでしょうか。
- 〇議長(宮下愿吾君) 上山課長。
- **○住民生活課長(上山富夫君)** 今回の購入に係る部分について、くみ取りの料金を上げるということについては考えてございません。
- ○議長(宮下愿吾君) ほかに質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を 終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声があります。これにて討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 物品購入契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 行政報告

○議長(宮下原吾君) 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。ふるさと振興公社の経営概況についての報告をお願いします。白須課長。

〇地域整備課長(白須 剛君) それでは、伊根町ふるさと振興公社の経営状況について報告をさせていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、6月19日に開催されました別添配付の第16回株式会社伊根町ふるさと振興公社定時株主総会議案書により、経営状況の概況について報告させていただきます。

なお、説明の際の金額につきましては千円単位として報告させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

伊根町ふるさと振興公社においては、本町の観光関連施設である伊根町舟屋の里公園、伊根町水の江里浦嶋公園の2つの公の施設について、指定管理者として平成23年度から3年間の契約により、施設の管理、運営が実施されており、平成24年度については、この指定期間の中間の年度の決算報告でございます。

指定管理者につきましては、条例の設置目的に即して、施設の管理とあわせて利用促進に努力いただいております。

さて、平成24年度決算においては、黒字決算となり、当期純利益は138万7,000円となっております。平成24年度は、東日本大震災復興事業を背景に景気回復の動きが見られたものの、円高などの景気の低迷感、また原油価格の高騰など、先行き不透明な状況でありました。また、観光等の消費動向も依然として厳しい状況でありました。

さて、報告でございますが、1ページにつきましては、総括的概況として先ほども申し上げました収益の要因等が記載されております。

次に、1ページの後段から2ページにかけましては、会議関係、契約関係、その他庶務事項であります。記載のとおりでございますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

次に、3ページの貸借対照表でございますが、資産の部の1の流動資産合計は2,415万3,000円、2の固定資産合計は62万3,000円、資産合計2,477万6,000円でございます。負債の部の1の流動負債合計は585万4,000円、負債合計も同額で、資本の部の資本金合計は1,892万2,000円で、負債資本合計は2,477万6,000円でございます。

次に、4ページでございますが、各部門別の内容についてはお目通しいただき、総計欄のみご報告を申し上げます。

事業収益は、計画額1億664万8,000円に対して1億857万9,000円となり、計画対比101.8%となっております。また、売上原価は計画額2,337万円に対して2,479万3,000円となり、計画対比106.1%となっており、その結果、事業総利益については8,378万5,000円となっております。全体の販売費及び一般管理費につきましては計画額8,327万8,000円に対して8,378万5,000円となり、計画対比100.6%となっております。

よって、事業利益は150万2,000円、事業外収益3万5,000円、その結果、経常利益が153万7,000円の黒字となり、法人税差し引き後の当期利益は前述のとおり138万7,000円となっております。

前期繰越利益は253万4,000円で、当期未処分利益は392万2,000円でございます。 利益処分案につきましては6ページに記載のとおりでございます。

次に、8ページから9ページは、第17期平成25年度計画について、基本方針と具体的重点事項が記載されておりますので、後ほどお目通しください。

次に、資料の10ページでございますが、事業収益は、前年計画対比102.2%と平成24年度の実績を考慮し、計画額を上げつつ、販売費、一般管理費のコスト縮減と業務の効率化に努め、利益については43万5,000円に設定されております。

株式会社伊根町ふるさと振興公社につきましては、平成23年度から3年間、指定管理者として 指定されており、最終年度についても積極的な事業展開を期待いたしまして、簡単でございますが、 行政報告とさせていただきます。

〇議長(宮下愿吾君) ただいまふるさと振興公社の経営概況についての行政報告を受けました。 何か質疑はありませんか。質疑がないようですが、これにて終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。これで行政報告は終わりました。

◎ 日程第7 意見書案第2号

○議長(宮下愿吾君) 日程第7、意見書案第2号 遊漁における秩序ある海面利用の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案につきましては、各会派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから意見書案第2号 遊漁における秩序ある海面利用の確保を求める意見書を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案 は原案のとおり可決されました。

本町議会の名において、衆参議長、内閣総理大臣ほか関係各大臣宛てに本意見書を提出いたします。

◎ 日程第8 議員派遣の件

○議長(宮下愿吾君) 日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本件については、会議規則第118条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については記載のとおり派遣することに決定をしました。

また、議員派遣の結果報告については、配付のとおりであります。

◎ 日程第9 閉会中の継続審査 (調査) 申出書

〇議長(宮下愿吾君) 日程第9、閉会中の継続審査(調査)申出書についてを議題とします。 総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、伊根町会議規則第74条の規定により、 お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査(調査)の申出書が提出されました。

お諮りをします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査 (調査)とすることに決定をしました。

◎ 閉 会

○議長(宮下愿吾君) これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会は、6月11日に開会、上程されました各議案、慎重審議いただきまして、全てご可決 いただき、予定どおり閉会する運びとなりました。ありがとうございました。

議員各位のご協力に対しまして御礼を申し上げて、閉会といたしたいと思います。

ご苦労さまでした。

閉会 12時26分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署名議員

署名議員